

泉大津市こども夢づくり（こどもの居場所づくり）事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 泉大津市こども夢づくり事業費補助金の交付に関しては、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（趣旨）

第2条 この要綱は、家庭的に様々な事情を抱えたこども達が、自己肯定感を高め、将来に希望が持てるようとする為の食事や学習支援、団らんの場の提供による地域の居場所づくりを補助することを趣旨とする。

（目的）

第3条 この要綱は、地域の力を活かし、学習支援、食事提供等を含めたこどもの居場所づくりを進めていく観点から、こども夢づくり事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）へ経費の一部を支援することにより、支援を要するこどもの健全な育成を図ることを目的とする。

（こども夢づくり事業）

第4条 こども夢づくり事業（以下「補助事業」という。）とは、市内において月1回程度以上の割合で年間を通じて行う事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するこどもの居場所づくりとする。

- (1) こどもが気軽に集い、交流できる場を提供する事業を含むこどもの居場所づくり。
- (2) 食事を調理し、提供する事業を含むこどもの居場所づくり。
- (3) 学習習慣の定着のための自主学習支援や生活相談等を行う事業を含むこどもの居場所づくり。
- (4) 第2条の趣旨に合致するこどもの居場所づくりとして市長が認めるもの。

（事業対象者）

第5条 補助事業の対象となるこども（以下「事業対象者」という。）は、泉大津市の市域内に居住している原則18歳以下の者であって、生活困

窮世帯、ひとり親家庭その他支援を必要とする家庭の子どもとする。

(補助事業者)

第6条 この要綱の補助金の交付対象となる補助事業者は、次に掲げる要件を満たすもののうち市長が認めたものとする。

- (1) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (2) 暴力団（泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である団体、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員（代表者、理事、監事又はこれに準ずる者をいう。）となっている団体又は暴力団員個人でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 食事を提供する場合は、補助事業の開始前までに、和泉保健所に食事の調理及び提供に関する事項について相談し必要に応じて給食開始届を提出すること。
- (5) 保険に加入する等して、従業員、利用者の安全に努めること。
- (6) 第9条第1項の交付決定後、1年以上継続して、補助事業を行う見込みがあること。

(補助対象経費等)

第7条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

2 補助金の交付額は、別表に掲げる補助基準額と、補助対象経費に係る実支出額から補助事業に係る収入額を控除した額を比較し、少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、泉大津市こども夢づくり事業費補助金交付申請書（別紙第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書（団体の場合に限る）又は相当する書類
- (4) 構成員名簿
- (5) 補助対象団体の要件に関する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第9条 市長は、交付申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、泉大津市こども夢づくり事業費補助金交付決定通知書（別紙第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果補助金の不交付を決定したときは、泉大津市こども夢づくり事業費補助金不交付決定通知書（別紙第3号様式）により補助対象団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付決定に際して、交付の条件（別紙第2号様式）を付するものとする。

（変更交付申請）

第10条 補助事業者は、交付決定通知書の受領後、事業の変更により交付申請の内容を変更する必要が生じたときは、速やかに泉大津市こども夢づくり事業費補助金変更交付申請書（別紙第4号様式。以下「変更交付申請書」という。）に、次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 変更のあった事業計画書又は収支予算書又は構成員名簿
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、交付決定通知書の受領後、別表に定める利用人数加算補助を受けるときは、各年度ごとに市長が定める期間に、変更交付申請書に、次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) こどもの利用人数（予定）を記載した事業計画書、収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による変更交付申請があった場合は、その内容を審査し、変更交付を決定したときは、泉大津市こども夢づくり事業費補助金変更交付決定通知書（別紙第5号様式。以下「変更交付決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行の状況に關し報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業が継続して行われている場合は、各年度ごとに市長が定める期日とする。）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から起算して30日以内に、泉大津市こども夢づくり事業費補助金実績報告書（別紙第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（事業対象者及びボランティアの参加実績を含む）
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施に要した経費の支出を証明する書類（補助対象経費の明細書及び領収書等の写しを含む）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、泉大津市こども夢づくり事業費補助金額確定通知書（別紙第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後に、泉大

津市こども夢づくり事業費請求書（別紙第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第16条 市長は、交付申請の内容に鑑み、補助金を概算払いで交付することが補助金の交付目的を達成するために特に必要であると認めることは、第9条第1項で規定する交付決定通知書に記載された交付決定額の8割を限度（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て）として概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定による補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、あらかじめ泉大津市こども夢づくり事業費概算払請求書（別紙第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（精算）

第17条 市長は、第14条の規定による交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既に交付した補助金があるときは、既に交付した補助金の額が当該確定額に満たないときは不足する額を交付するものとし、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは期限を定めて当該超える額を返還させるものとする。

（決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 市長の承認を受けずに補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 予定期間に事業に着手せず、又は完了しないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又は

これに付した条件その他法令又は条例に基づく市長の処分に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても準用する。
- 3 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、再度この要綱による交付申請をすることができない。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(関係書類の作成保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなくてはならない。

(個人情報の保護)

第21条 補助事業者は、市が提供した個人情報並びに補助事業の実施過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。補助期間が終了した後も同様とする。

- 2 補助事業者は、補助事業の処理及び個人情報等の管理に関して事故が発生したときは、速やかにその状況を市に報告しなければならない。
- 3 市は、前記報告を受けたとき、又は特に必要があるときは、補助事業の処理状況や個人情報等の管理状況について立入検査することができるものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の泉大津市こども夢づくり（子どもの居場所づくり）事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以降に行われる補助事業について適用し、同日前に行われた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

補助対象経費	補助基準額
事業開始経費	
<p>工事請負費（建物、設備の改修等）</p> <p>※事業開始に最低限必要なものに限る。</p> <p>※転体の変更を伴うなど、大規模工事は対象外とする。</p> <p>備品購入費</p> <p>※価格が1万円以上かつ、耐用年数が2年以上のものに限る。</p> <p>※事業開始に最低限必要なものに限る。</p> <p>その他市長が事業開始に最低限必要であると認める経費</p>	<p>限度額</p> <p>年度上限 10万円</p> <p>（ただし、事業開始初年度に限る。）</p>
運営費	
<p>ボランティア保険料</p> <p>ボランティアに係る人件費等</p> <p>食材費</p> <p>会場使用料</p> <p>消耗品費等</p> <p>教材費等</p> <p>会議の開催に係る費用</p> <p>その他市長が事業の運営に必要と認める経費</p>	<p>限度額</p> <p>年度上限 24万円</p> <p>（各歴月あたりの上限2万円）</p>
利用人数加算補助	
<p>子どもの利用人数の合計が600人以上（年度あたり）</p>	<p>限度額</p> <p>年度上限 6万円</p> <p>（各歴月あたりの上限5千円）</p>

別紙第1号様式（第8条関係）

年 月 日

泉大津市長様

所在 地

団体名

代表者

印

泉大津市こども夢づくり事業費補助金交付申請書

年度における泉大津市こども夢づくり事業費補助金について、下記のとおり交付を申請します。

記

1 申 請 金 額 ￥

2 目 的

3 内 容

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書（団体の場合に限る）又は相当する書類
- (4) 構成員名簿
- (5) 補助対象団体の要件に関する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

別紙第2号様式（第9条関係）

泉大 第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

泉大津市長

泉大津市こども夢づくり事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度における泉大津市こども夢づくり事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 ￥

泉大津市補助金等交付規則

（交付の条件）

第5条

- (1) 補助金等をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認め
る軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂
行が困難となった場合は、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市の職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

別紙第3号様式（第9条関係）

泉大 第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

泉大津市長

泉大津市こども夢づくり事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度における泉大津市こども夢づくり事業費補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

1 不交付の理由

別紙第4号様式（第10条関係）

年 月 日

泉大津市長様

所在 地

団体名

代表者

印

泉大津市こども夢づくり事業費補助金変更交付申請書

年度における泉大津市こども夢づくり事業費補助金について、下記のとおり変更交付を申請します。

記

1 変更申請書の申請理由 ※該当する□にチェックしてください。

- 事業の変更
- 利用人数加算補助を受ける

2 申請金額 ¥
(変更前 : ¥)

3 添付書類

(1) 事業の変更の場合（第10条第1項の規定）

- ① 事業変更の場合変更のあった事業計画書、収支予算書又は構成員名簿
- ② その他市長が必要と認める書類

(2) 利用人数加算補助を受ける場合（第10条第2項の規定）

- ① こどもの利用人数（予定）を記載した事業計画書、収支予算書
- ② その他市長が必要と認める書類

別紙第5号様式（第11条関係）

泉大 第 号
年 月 日

団体名

代表者 様

泉大津市長

泉大津市こども夢づくり事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度における泉大津市こども夢づくり事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

変更後の交付決定額 ￥

(内今回追加交付額 ￥)

別紙第6号様式（第13条関係）

泉大津市こども夢づくり事業費補助金実績報告書

年 月 日

泉大津市長 様

所在 地

団体名

代表者

印

泉大津市こども夢づくり事業費補助金に係る事業の実施について、下記のとおり実績を報告いたします。

1 実績報告額 ￥

2 交付決定通知書交付日 年 月 日

3 交付決定通知書交付番号 泉大 第 号

4 補助事業の成果

添付書類

- (1) 事業報告書（事業対象者及びボランティアの参加実績を含む。）
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施に要した経費の支出を証明する書類（補助対象経費の明細書及び領収書等の写しを含む）
- (4) その他市長が必要と認める書類

別紙第7号様式（第14条関係）

泉大 第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

泉大津市長

泉大津市こども夢づくり事業費補助金額確定通知書

年 月 日 付け 泉大 第 号 で 交付 決定 し た 泉大津
市 こども 夢づくり 事 業 費 補助 金 に つ い て は 、 実 績 報 告 書 に 基 づ き 下 記 の
とおり 確定 し た の で 通 知 し ま す 。

記

1 交付確定額 (A) ¥

2 概算払済額 (B) ¥

3 精算金額 (A - B) ¥

4 返還額 ¥

別紙第8号様式（第15条関係）

年　月　日

泉大津市長　　様

所 在 地

団 体 名

代 表 者

印

泉大津市こども夢づくり事業費請求書

年度の泉大津市こども夢づくり事業費補助金として、

年　月　日付泉大　　第　号の確定通知に基づき下記の金額を請求
いたします。

1 交付確定額 ￥_____

2 概算払済額 ￥_____

3 請 求 額 ￥_____

4 振込先

振込先金融機関		預金の種類	口座番号	口座名（カタカナ）
金融機関名	支店名	1. 普通		
	() 支店	2. 当座		

別紙第9号様式（第16条関係）

年　月　日

泉大津市長　　様

所在 地

団 体 名

代 表 者

印

泉大津市こども夢づくり事業費概算払請求書

年　月　日付泉大　　第　号により交付決定のあった泉大津市こども夢づくり事業費補助金について泉大津市こども夢づくり（子どもの居場所づくり）事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおりを請求します。

1 交付決定額　￥_____

2 概算払請求額　￥_____

3 概算払いを請求する理由

4 振込先

振込先金融機関		預金の種類	口座番号	口座名（カタカナ）
金融機関名	支店名	1. 普通 2. 当座		
	(　　) 支店			

別紙第10号様式（第18条関係）

泉大 第 号
年 月 日

団体名

代表者 様

泉大津市長

泉大津市こども夢づくり事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日 付け 泉大 第 号 で 交付 決定 の あつた
年度 における 泉大津市 こども夢づくり 事業費補助金 について は 、 下記
の 理由 により 交付 決定 を 取消 し た の で 通知 し ま す 。

記

1 取消しの理由